

第2部 冤罪をつくる構造～警察官・検察官・裁判官、そしてメディア

コーディネーターから この国に生まれたるの不幸

大熊一夫さん：ジャーナリスト、元大阪大学大学院教授

僕は、岩川・二階堂冤罪事件の裁判を取材するようになって、あるテレビドラマにはまり込んだ。

「LAW&ORDER」

アメリカ製犯罪捜査連続ドラマの大傑作で、1999年からNBCで続いている記録的ヒット作品だ。

毎回きまって殺人事件～犯人逮捕～送検～起訴～法廷審理～陪審評決～判決、と進行し、話は1時間で完結する。これが、人種問題だのマフィア問題だの同性愛問題だの、と週替わりでドロドロした社会問題を浮き彫りにして、その脚本家のドラマ構成力たるや、日本のテレビ番組関係者に爪の垢でも煎じて飲ませたいような秀逸さなのだ。

さて、本題に入ろう。

ドラマの中で刑事が容疑者に手錠をかける場面で、刑事は必ずこう宣告する。ドラマの英語を正しく聴きとる語学力が僕にはないので、Wikipediaの力を借りるとこうなる。

- You have the right to remain silent. (あなたには黙秘権がある)
- Anything you say can and will be used against you in a court of law. (供述は、法廷であなたに不利な証拠として用いられる事がある)
- You have the right to have an attorney present during questioning. (あなたには弁護士の立会いを求める権利がある)
- If you cannot afford an attorney, one will be provided for you. (もし自分で弁護士に依頼する経済力がなければ、公選弁護人を付けてもらう権利がある)

これを「ミランダ警告」という。1966年、誘拐・婦女暴行犯とされたアーネスト・ミランダという男の上告審で、黙秘権を本人に伝えてなかったことを理由として、連邦最高裁判事は無罪判決を下した。以来、アメリカの警察官は、容疑者を逮捕した時には、この言葉を相手に通告することが義務づけられた。

僕は、テレビを見ながら、思った。二階堂さんが2009年4月13日朝、突然、刑事の訪問を受けて、そのまま自宅で自供調書なるものをつくられたケースは、アメリカ合衆国だったらどうなったのだろうか、と。

あの日は、いわゆる任意取り調べの初日だった。にもかかわらず、後に裁判の重要証拠として使われるような内容の供述調書を作られた。アメリカならミランダ警告を発することは、刑事に課せられた当然の義務だろう。

しかし、秋田県警の刑事は、この警告の人的重要性など教えられていない。「上がっていいか」といって、ずかずかと入ってきた。この日のうちに、最初の自供調書が作られた。

調書には「法廷であなたに不利な証拠として用いられる」ことが、いっぱい書かれた。「私は選挙違反をいたしました」という内容の調書を作られた。

刑事が上がり込んできたことで動転していた二階堂さんは、署名することが、彼の人生にどのような結果をもたらすかまったく知らず署名押印した。その結果、一審で有罪、控訴棄却、1年半後には、最高裁への上告も棄却されて、有罪が確定した。

ここまで書けば、おわかりだろう。アメリカの裁判だったら、二階堂さんも岩川さんも罪になることはない。いや、そもそも、事件なんて存在しなかったのだから、裁判もなかった。

もうひとつ、テレビで僕の興味を引いたのは、陪審員の評決の場面である。

もしも岩川裁判で、陪審員がいたら、評決は間違いなく「無罪」だ。

二階堂供述調書に記された、「運転手としてのアルバイト料の受け渡し日」も、「受け渡し場所」も、まったく事実に反する(つまり調書は警察や検察の作文)ことを示す決定的証拠、「細田日記」が登場したからだ。そのうえ、検察側の最重要証人(二階堂さんの幼なじみ)が警察や検察のつくった供述調書を「つくりごどだ」となじった。前代未聞の事態だ。二階堂さんも、供述調書とは全く異なることを証言した。

あんな法廷ドラマを目にすると、「ああ、ここに陪審員がいたら、これで無罪は決まりなのになあ」と、思った。

日本弁護士連合会は2004年から、取り調べを受けたり逮捕監禁されたりした人々に「被疑者ノート」(取

り調べで受けた詳細を自分で記入して弁護人に返す)を弁護人が渡したり差し入れたりするよう指導してきた。その冒頭部分に、こんな助言がある。

「あなたは、今逮捕され、取り調べを受けているのかも知れません。あるいは、逮捕されずに、任意で取り調べを受けているのかもしれない。逮捕されていても、逮捕されていなくても、きびしい取り調べを受けていると、納得いかない供述調書でも、『今、取調官のいうとおりにサインをしたら、楽になるのかもしれない』と思うことがあります。しかし、『今』が楽だからといって、そのような調書にサインをすると、『後』で取り返しのつかないことになりかねません。『後』で後悔しないようにするために、取り調べを受ける前に必ず、この被疑者ノートに書かれているアドバイスをよく読んでください」

そして、無実の罪を背負わないような細かい指導が書かれているのだ。

二階堂さんは、去年のちょうど今頃、僕に聞かれるまで、「被疑者ノート」のことを全く知らなかった。僕は、ため息をついた。

岩川・二階堂事件の検察側筋書

2009年2月16日、北秋田市米内沢字諏訪岱のローソン駐車場で、岩川が運転してきた車の中で、岩川が二階堂に、買収資金15万円を渡して、二階堂の票を買うとともに二階堂に票の取りまとめを依頼した。翌月の3月17日、北秋田市川井字松石殿の松ヶ丘グラウンドわきの路上にて、止めた岩川の車の中で、岩川が二階堂に、買収資金15万円を渡して、二階堂の票を買うとともに二階堂に票の取りまとめを依頼した。この二度の現金授受が公職選挙法違反の「買収」とされた。

第2部 冤罪をつくる構造～警察官・検察官・裁判官、そしてメディア

後になって供述調書の怖さを知る

二階堂 甚一さん：検察のストーリー通りの供述調書をつくられた運転手さん

私は市長選投票日翌日の朝8時に突然、刑事二人の訪問を受けました。以下は、この恐ろしい日、2009年4月13日に我が家で作られた“供述調書”の一部です。

「私は、今回の北秋田市の市長選挙において、候補者の岩川徹から頼まれて、岩川徹さんと二人で旧合川町の部落内の家々を回り、岩川候補への投票を依頼する等の選挙運動を実施して、そのアルバイトの報酬として現金を受け取っていますのでその事について話をします。

戸別訪問は、選挙違反になることは十分知っております」

「岩川が挨拶回りをする方法として、私が玄関先まで行き、呼び鈴を鳴らして、今度、市長選に立候補予定の岩川徹がご挨拶に来ましたので、お話を聞いて下さい、と家にいる人に話をしました。

岩川さんは、元鷹巣町長であった岩川徹と申します。岩川をどうか、応援して下さい、と挨拶するのです。私も一緒に、どうか、よろしく申し上げます、と挨拶し、岩川への指示（原文ママ）を訴えております」

「私は、北秋田市長選挙に立候補した岩川徹さんと一緒に旧合川町内を戸別訪問する等の選挙運動し、そのアルバイトの報酬として、一回一五万円二回現金合計三十万円を岩川さん本人から現金を受け取る等の法律に違反してしまいました。

二階堂 甚一ⓐ

以上のとおり読み聞かせた上、閲覧させたところ、誤りがない事を申し立て、各葉の欄外に押印した上末尾に署名、押印した」

私は読み聞かせられた文章の中の「選挙運動」という言葉が畏だったことに気がつきませんでした。「個別訪問」という言葉を使えば選挙違反、「あいさつ回り」といえば罪を問われないという「選挙の常識」も知りませんでした。刑事から「それは違反だ」と言われれば、「そうかなぁ」と思って、調書に署名しました。

この日の自宅での任意取り調べをはじめとする一連の”二階堂供述調書”が、私や岩川さんを有罪にする唯一の証拠だということを、後でいろいろな人から聞かされて、ことの重大さに気がきました。

(大熊註：岩川さんが368日拘留され、二階堂さんが孤立無援だった中で、二階堂さん自身の裁判の、1,2審が終わってしまいました。岩川裁判が始まるころには上告も棄却されました。二階堂さんは、岩川裁判を全て傍聴するうちに「そうかあなぁ」と署名してしまった供述調書の本当の怖さに気がついたのです)

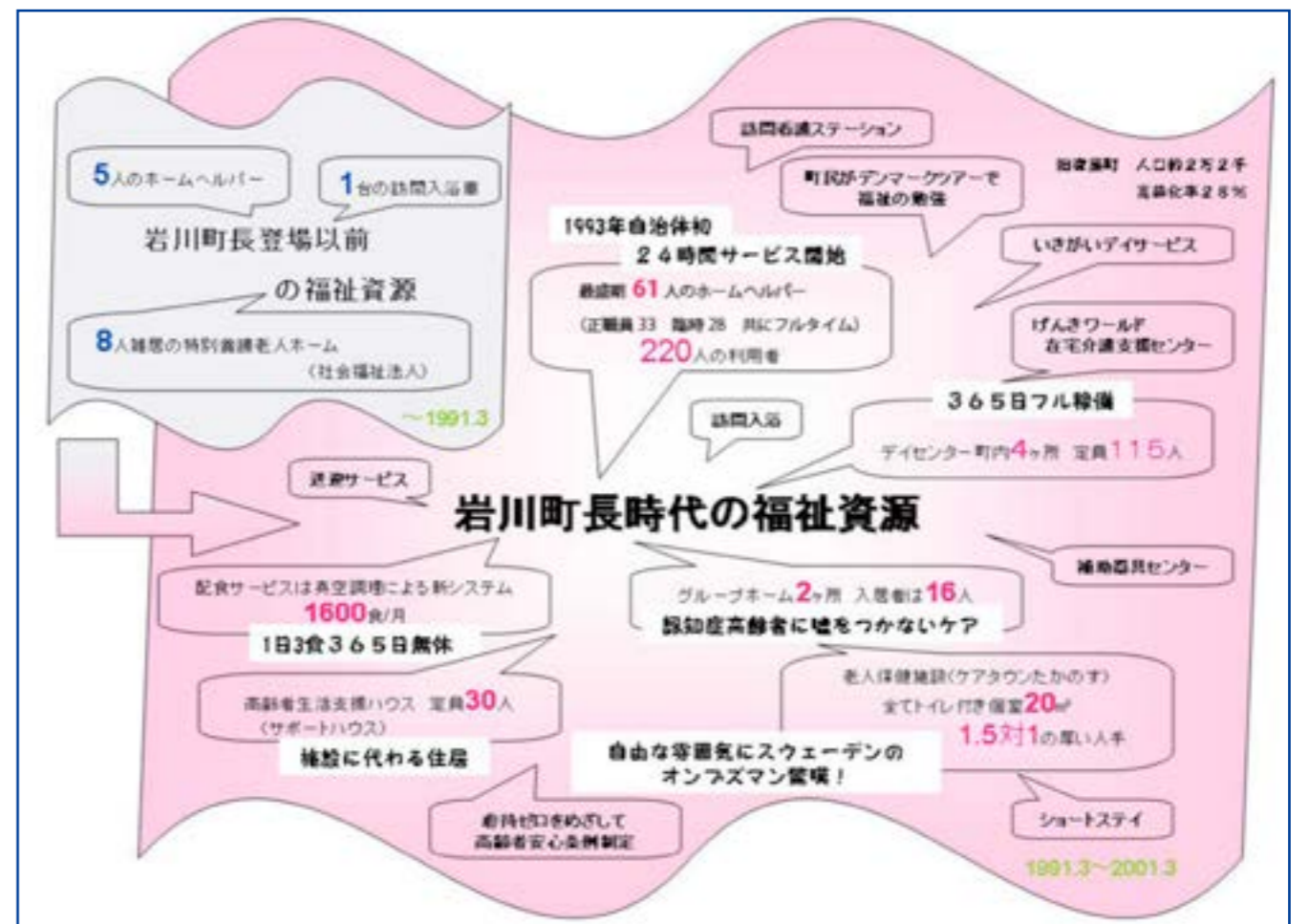
以上の文責 大熊一夫

日本をリードした秋田県旧鷹巣町の高齢福祉



↑ 町の中に溶け込んだグループホーム

← 在宅ケアの拠点「ケアタウンたかのす」



第2部 冤罪をつくる構造～警察官・検察官・裁判官、そしてメディア

私を裁いた判事たちの「こじつけの論理」

岩川 徹さん：旧鷹巣町長

検察の主張した起訴事実は、「平成21年2月16日、私が北秋田市内のコンビニの駐車場に二階堂さんと呼び出し、車でやって来た二階堂さんを私が運転する車内に招き入れ、15万円を渡して投票依頼をした」です。

でも、この日は我が家の近所に住む細田英美さんが私の車を運転してくれて、私達は夜まで一緒でした。几帳面な細田さんは当日の出来事を日記に書き残し、証人として法廷で証言し、証拠の日記を提出しました。二階堂供述調書が警察の作文であることを示す最強の反証でした。しかし馬場純夫裁判官の一審判決は細田証言を、こんな風に葬りました。

「確かに、細田は公判廷において同趣旨の証言を行い、また、この証言は同人の手帳の記載に裏付けられており……」
 「仮に細田が運転手として同行したとしても、そのことと細田が運転席から降りたことがなく、被告人と二階堂が自動車内で2人きりになったことはないとの証言が信用できるかは別問題」
 「二階堂の捜査段階での供述の信用性を覆すほどの信用性を有するとはいえない」

難解ですが通訳すれば、「細田がトイレかなんかで車を離れたすきに、二階堂が私の車に乗り込んできて、私からカネを受け取った」。裁判官は、こんな粗雑な論法で私を有罪にしたのです。

もうひとつ馬場判決の例をあげます。検察側最重要証人の澤藤孝志さん（二階堂さんとは無二の親友でありながら、親友を警察に売った人物）が、自身の供述調書について、法廷でこう証言しました。

澤藤「冗談ではありません。まず、その調書、だめですよ。私、一つも確認しないで、目も通してないし、よく作った。そんな、やめましょう。これ話にならない」
 「(二階堂さんからの電話通話記録を見せられたか、と弁護側から聴かれて) ありません。それ、全然ないですよ、一回も。空想も甚だしいよ、嫌だこと。そんな作り事はやめてください」

検察側証人が、自身の供述調書を否定した前代未聞の証言でした。でも判決はこうなりました。

「同人が脳梗塞のために半身の自由を欠くなどの健康状態にあることからすれば、公判廷での証言が相当な負担となっていることも明らかである。……澤藤の供述調書については、特に信用すべき状況において作成されたものとして、証拠として採用されるべきものといえる」

法廷証言は脳梗塞が原因のたわごとで信用ならない、と言うのです。調書をとられたとき、彼はすでに脳梗塞で半身不随でした。なのに調書は有効で法廷証言は無効。私から見れば「調書も法廷証言も無効」で、裁判はこの日で空中分解でしょう。

さらに、この馬場裁判官は、二階堂さん自身の一審法廷でこんな尋問をしました。(この時期、私は拘置所に拘留されていて、後日、拘置所で速記録を読んだ)

裁判官「そのアルバイトというのは、やっぱり単なるアルバイトじゃないんじゃないかというふうに、普通、思うような気がするんだけどね」
 「あなた、純粋に車を運転するだけのアルバイトを頼まれたつもりなのと言うような趣旨にも聞こえるけど」
 「選挙について何か手伝いをしてほしいんだという趣旨がそこに含まれてると言うふうに、普通は思えるような気がするんだけど」
 「それは、単に車を運転してくださいとか、そういう趣旨以上のことを含んでいるというふうに思うほうが普通かなと思うんだけど」
 「そういう趣旨が含まれているというふうに見るほうが自然のような気がするんだけどね。」

それに対して二階堂さんは答えました。

二階堂「考えればそういうふうにも感じるけど。考えてみますとね」
 裁判官「今にして考えるとということかね」
 二階堂「当初はそういう気持ちは全く持っていません」
 裁判官「あなたとしては、そういうことなの」
 二階堂「はい」
 裁判官「選挙でお手伝いしてくださいという趣旨でお金を渡してきてるんだなどというふうには思わなかったの」
 二階堂「うーん、ただ、そんなに強く深く考えないですな」
 裁判官「もっときちんと深く考えればよかったということになるのかね、そうすると」

これは裁判官による明白な誘導尋問です。答弁の強要です。検察官であろうと弁護人であろうと、誘導尋問は禁じ手。裁判官は、それを厳しくたしなめる立場のはずです。この日の二階堂さんは、裁判官、国選弁護人、検察官の三方からパンチをあびました。傍聴席には、記者も傍聴人も、ほとんどいなかったそうです。

はっきり言って、日本の検察官と裁判官の質はサイテーです。

二審の卯木誠裁判長の論法はもっと乱暴でしたが、ここには書ききれません。ぜひ大熊一夫著「つくりごと」を読んでください。

第2部 冤罪をつくる構造～警察官・検察官・裁判官、そしてメディア

村木厚子さんの「密室魔術の傾向と対策」30条

調書はいかようにも作れる

第1条 検事さんというのは調書をいかようにも作れるもんなんだというのが私の実感です。今回、私自身はこの偽の証明書を作ったことに全くかかわっていなかったわけですが、私がかかわったという調書は3～40通作られております。何人もの検事さんがその作成にかかわっています。

第2条 今回、フロッピーディスクの改ざんという非常に衝撃的な出来事がありましたが、一人の検事さんがフロッピーディスク、証拠を改ざんをしたということよりも、私にとっては、たくさんの検事さんがチームとして一つのストーリーに沿った事実とは異なる調書を作っていったということの方が非常に恐怖です。

第3条 私は、取調べの冒頭に検事から、あなたは起訴されることになるだろう、私の仕事はあなたの供述を変えさせることだというふうに宣言をされました。

第4条 捜査にかかわるチームの検事さんたちが情報を共有をされていて、それに合わせて調書を作っているということです。公判でも明らかになりましたが、検察の描いているストーリーと違う話をしている間は調書は作成をされません。検察の意向に沿う調書にサインが取れると、それがその日のうち、あるいは明るる日にはとおっしゃっていましたが、直ちにチームの全員に配付をされていました。だから、相互に非常に整合性の取れた調書が作れたということです。

第5条 調書には検察側にとって都合の悪いことというのは書かれませんが、例えば、問題になったフロッピーディスクのことですが、取調べではこのフロッピーディスクを基に取調べが行われているんですが、それにもかかわらず、調書にはフロッピーディスクという言葉は一字も出てきません。都合の悪いことは書かない、調書上はないものとして扱われてしまうということです。

第6条 検察の在り方検討会議で行った調査でも、検事さんのうちの26%の方が、実際の供述と異なる方向での供述調書の作成を指示されたというふうにアンケートに答えておられます。したがって、こういったことは今までも実は何度もあったんだろうというふうに思っていますし、これからも何度も起こるだろうというふうに私は大変懸念をしております。

レフェリーもセコンドもないボクシング

第7条 私も取調べを20日間受けて、これは、取調べというのは、リングにアマチュアのボクサーとプロのボクサーが上がって試合をする、レフェリーもいないしセコンドも付いていないというふうな思いがしました。いろいろな改革の方法はあるでしょうけれども、せめてセコンドが付いていただけということだけでも、随分まともな形になるのではないかと思いますので、弁護人の立会いは大変重要だと思います。最低限というか、どんどん条件を下げてはいけませんけれども、特に切実に思ったのは、調書にサインをするときに、具体的にその調書の内容を弁護士に話して、記憶に頼らなくて物を見て話をして、この調書にサインをしていいものかどうかというのを、最低限でも相談をしたかったなというのが実感です。ただ、リングに上がるときにそばにいてほしいというのが更なる願いです。

第8条 弁護人の方が取調べに全て立ち会うということは、今20日も取調べがあるというような状況では非現実的だとは思いますが、最低限調書にサインするときぐらいは、少なくとも調書の内容について弁護人としてしっかりと相談をできるようにしていただきたいと考えます。

第9条 なぜ取調べが間違った方向に行ってしまうかということの一つに、やはり情報を遮断をされる、それか

ら間違った情報を真実であるかのように与えられるということがあると思います。それがなければ非常に素直に自分の記憶に基づいてしゃべる、それを基に捜査や公判が行われれば冤罪というのは相当減るといふふうに思います。ですから、誘導をされたり脅されたりせずにきちんとしゃべれる環境をいかにつくるかということだろうと思います。その手段の一つが録画、録音であり、あるいはさっき申し上げたような、弁護人により力を貸していただくとか、そういった方法ではないかというふうに考えております。

第10条 実際に私の場合は、結局、夜10時とか11時まで取調べがある、そうすると、もう拘置所は就寝時間になっていますから、その日取調べがあったことというのを、記録をその日のうちに付けたりということはできなかつたりするんですね。記憶をたどりながら、明るる日の朝30分とか一時間とか弁護士さんと相談をして、また午後からの取調べは一人で検事さんに立ち向かうと、こういうことになるわけで、大変やはり心細い思いをしましたし、調書にサインをするときのプレッシャーというのは大変大きかったんですね。本当は、調書を見せて、この調書にサインしていいんだろうか、どうなんだろうかということを実際に弁護士さんに相談をしたいというふうに思いました。そういう意味では、是非弁護人の立会いも許可をしていただきたいし、録画、録音も併せてやっていただきたいというふうに思っております。

第11条 検察官はプロで、初めて被告人になった人はアマチュアですから、それはやはり弁護人の力をもっと借りられる形にしないと、どんな人でも、それはなかなか勝てない、真実というのを明らかにするということではできないんだろうというふうに思います。今回は、私の場合は拘置所にいましたけれども、外にたくさんの弁護団がいて、助けていただいたわけで、素人ではどうしようもないというふうに思います。

職場の10人中5人の調書が「村木有罪」

第12条 事件に関係をした決裁ラインにいた厚生労働省の職員、大体10人ほどでございました。その中で私が事件にかかわっているという調書にサインをされた方は5人です。ちょうど半分です。残りの5人の方はそれを否定をされました。それでも、その否定をされた方が証明できること、証言できることというのは、私は村木さんが関与をしているのを見ていませんということだけです。私が自分の見ていないところで関与したかもしれないということまでは否定ができない、証明ができないわけです。

第13条 少し気が弱いとか、あるいは検事さんに弱みを握られてしまったとか、あるいは、ほかの人がこう言っているけど、その人がまさかそうをついていないからこれは正しいですよねというようなことを言われて、はいと言ってしまうような方が何人かいれば、そういった方たちから事実と異なる調書を取ることができれば、要は容疑が固まってしまうということになるわけです。

第14条 ノートに記録は取ってあるので、数えれば数えられるんですが、私が関与をしたという直接の記述がある調書だけで3～40通あったのではないかとこのように思います。これはもう大変ショックで、同僚やなんかのそういう証言とか調書があったわけで、本当にまじめに、私だけでもしかして記憶喪失にでもかかっているのではないかとこのように思いました。

否認する限り保釈されない

第15条 検察の取調べは言わば密室です。そして、検察官が一方的に主導権を握っておられます。こうした状況下で私は20日間取調べを受けました。これも非常に長く感じました。でも、実際に偽の証明書を作ってしまった元係長さんはその倍の40日間、それから凜の会の会長さんは80日間、大変御高齢の方ですけども、取調べを受けています。公判であれば、公開の場で検察側、弁護側それから裁判官の方から多角的に尋問をすることができます。そうしたものがより重視されるという方が本来のあるべき姿ではないかというふ

第2部 冤罪をつくる構造～警察官・検察官・裁判官、そしてメディア

うに考えます。

第16条 今回の事件の中で大変印象に残ったものに元係長さんの被疑者ノートというのがありまして、40日間の取調べの状況が克明に書かれているわけですが、ある時点からその係長さんは、検事さんがもう自分の言うことを聞いてくれないのもう諦めたという瞬間が訪れるわけですね。そこから後はもうなかなか、何度かは抵抗しようとするんですが、後はもう早く出るために言うことを聞いてしまおうと、こういうふうになっている状況が大変よく分かります。

第17条 164日の勾留で、4回目の確か保釈の請求で、やっと認められたというふうに記憶をしております。当然、他の方が保釈をされている状況を見れば、否認をしている私は保釈をされないということで、否認をしている限り保釈はされないというのが今のルールなんだなというふうに、もうそうなっているというふうに私は受け止めておりました。

食べて眠ることができておりましたので、私は、保釈を認めてもらうために一旦認めるというのは、どうしてもそういうことは自分でしたくなかったので、しませんでした。体調がつかなくなれば、そういうことをする人がたくさん出てくるというのは当然だろうと思います。

第18条 否認をすると、自分の場合もそうですが、長期間勾留をされて、保釈もなかなか認められない、そういう中で、無実を主張するという本来当たり前の権利が阻害されている、それができなくなっている人が実はたくさんいるのではないかということです。

「執行猶予ならいいじゃないか」という価値観

第19条 私自身は肉体的な暴力はありませんでした。机をたたかれたこともありませんでした。しかし、否認をしていると罪が重くなりますよということを非常に執拗に言われて、執行猶予が付くんならいいじゃないかかということ、罪を認めるように何度も迫られました。

第20条 私が非常に気になったのは、一つは、取調べに当たられた検事さん2人ともが、執行猶予が付けば大したことではないではないですかとおっしゃられた。これは私の価値観とは全く違うものでしたので、例えば偽の証明書を作るというようなことを公務員がやるということ、それを認めるということが、刑務所へさえ入らなければ大したことではないというこの感覚がどうしても理解ができませんでした。そういう意味では、検事さんたちの中にある種の職業病的に世の中の普通の方との感覚のずれがあるのではないかというふうに感じて、それは非常に心配になりました。

客観証拠を無視せず公判証言を重視せよ

第21条 客観的な証拠が私の事件の場合ほとんど無視をされるか軽視をされておりました。最後は改ざんをされたということもありましたが、さすがに私はこれは特殊な例と思いたいというふうに思っております。具体的な例を2,3挙げますと、一つは、固有名詞、もうお出ししますが、石井議員のアリバイです。この事件では、本件の証明書は議員案件だということになっておりまして、凜の会という団体が石井先生に依頼に行ったということになっていたのですが、この石井先生の依頼を受けたという日の行動というものについては全く調べられていませんでした。これは後で弁護側が調査をして、先生はそのときゴルフ場にいらっしまったというアリバイがあったことが分かったという状況です。

第22条 これが一番大きなお願いです。調書にだけ重きを置く捜査や公判のやり方を是非改めていただきたいということです。調書に重きを置く限り、今回と同じようなことが今後も必ず起きます。客観的な証拠や公判での証言が重視をされる方向に是非改めていただきたいと思います。

第23条 取調べという検事さんの土俵の中で、なかなか自分の言ったことを調書に書いていただくというのは大変難しいというふうに思います。

今回のように厚生労働省で10年、20年勤めた職員、社会的なトレーニングができていない職員でも、後で考えてみると全く事実と違う調書にサインをしてしまっているということを考えると、本当にやはり調書は大変怖いものだと思いますし、それから先ほど法務大臣が言ってくださいましたが、今の日本の司法制度の中ではその調書というのが大変裁判でも重視をされてしまう。特信性という、法律の条文だけ読むと例外的に書いてあることが、実はそっちが原則であるかのような実態があるという中で調書が抱えている問題点に向き合わない限り、このタイプの冤罪というのはなくならないというふうに思っております。

調書の正しさを証明する録音・録画

第24条 調書を使うとすれば、やはりそれが適正なものであるという証明をする責任を検察にきちんと負っていただきたいのです。その意味で全面的に録画、録音しておいていただきたい。御本人が私が言ったとおりに書いてくれましたということを確認してもらえるんだしたら、調書そのまま採用されても問題がないわけですから、争いがあったときには必ずそれが適正に取られたものだという証明を誰かがしなければいけない。それは検察が負うべきだというふうに考えております。

第25条 そうはいつでも、調書を重視する今の制度が簡単には変わらない、あるいは時間が掛かるのかもしれませんが。それまでの間、是非、取調べについて全面的な録画、録音をしていただきたいと思います。

第26条 私がかかわったという調書にサインをした方々は、法廷で次々と調書の内容を否定をして、不当な取調べを受けたというふうに主張をされました。その一方で、取調べに当たった検事さんが6人も証人に立って、取調べは適切にやりましたということを主張をされました。密室の中の出来事ですから、双方がそのように主張をされて、完全な水掛け論で、実際はどうだったかということは全く分かりませんでした。検察が検察の主導の下で密室の中で作った調書については、やはり当然に検察の側がそれが適正であるということを証明すべき、その挙証責任を負うべきだと思います。そのために客観的な証明、すなわち取調べの全過程の録画、録音が不可欠と私は考えております。

第27条 任意の取調べについてですが、すぐにできることとして、自分で取調べを録音することは法律上禁止されていないことをきちんと確認をしていただきたいと思います。

間違った忠誠心が冤罪つくる

第28条 大阪地検の元特捜部の部長さんであった大坪さん「一片の私心なく検察のために尽くしてきた」というふうにおっしゃっておられました。私も公務員ですが、随分この言葉は我々の感覚と違うな、国民のためとか公共のためという言い方を一般の公務員はするのではないかなというふうに感じました。組織に対する思い入れの強さ、忠誠心の強さというのが非常に強烈に印象に残りました。このことは、検察という組織の強さの源でもあり、またその危うさの源でもあるのではないかと感じました。

第29条 冤罪はあってはいけないことだと思っております。これまでの議論でも、少し違和感があるのは、多くの事件を扱っているのだから少数のえん罪の発生は仕方がない、あるいはえん罪防止と真相究明というのは相反するものだというような、そういうふう感じられるような議論が、御発言があったことです。

第30条 調書に頼り過ぎないための抜本的な議論を是非していただきたいと思っています。ここにいらっしゃるメンバーの御本なども読ませていただいて、供述調書中心というのは非常に日本の特殊な制度だということを知りました。

(大熊一夫著「つくりごと」から抜粋)

冤罪と特捜部、最高検、裁判所

弘中 惇一郎さん：弁護士

第1 特捜部事件と冤罪－特捜部事件の特色

- ①事件発生より、特定の人をターゲットにすることが端緒であることが多い
- ②警察の捜査を経ずに、検察が捜査と起訴とを両方行う（客観的、冷静な判断に欠ける可能性がある）
- ③特捜部長を筆頭に主任検事のもとに多数の検察官が関わる。主任検事の裁量権が大きい
- ④事件について社会的注目を浴びることが多い。「もと特捜部」が肩書きとして通用。他面、逮捕しながら不起訴ということが許されない
- ⑤客観的、物的証拠が少なく、証拠は供述調書中心となる。作成された調書は「成果物」として流通し、それを前提に進行
- ⑥政治資金規正法、議院証言法など法の恣意的適用が可能な分野が問題になることが多い
- ⑦関係者に社会的地位のある人が多い。失うものが多い、プレッシャーに弱い、長く取り調べに関わり合うゆとりがない
- ⑧本人からの事情聴取や逮捕より前に、周囲の人間の聴取や家宅捜索が先行する。それによりストーリーに合致する証拠群を形成。

第2 村木事件での具体的問題

- ①動機など無理なストーリーの都合の悪いところを無視、軽視
- ②現場を確認しない
- ③石井議員を聴取しない
- ④客観的証拠の軽視（名刺、手帳、スケジュール、現場の位置）
- ⑤時間的整合性を無視。すべてを6月上旬で片付ける
- ⑥FDの改ざん
- ⑦特捜部長の「ミッション」として主任に圧力
- ⑧厚労省関係者に対する無理な取り調べ。被疑者扱い
- ⑨共犯者らの迎合的対応。「他の人も」で（厚労省関係者）。家宅捜索の圧力（塩田）
- ⑩上村への自白強要

第3 最高検の検証報告書の問題

- ①調書中心主義についての反省がない。むしろ「不利益供述をする特段の理由がない」「調書の整合性」などとして、供述調書＝本人の供述という前提。また、符合するのはそのような作り方をするからという反省がない。
- ②Cが内容虚偽の自白調書作成に応じたことの検討が不十分
- ③厚労省関係者が虚偽の内容の調書に応じたことの検討が不十分
- ④問題を前田、大坪の特殊な行動に収斂し、前記のような基本的問題への反省がない
- ⑤問題を大阪地検の特殊な状況にすり替えて、監督強化が改善とする

第4 裁判所の問題

- ①人質司法の問題
- ②従来、検察官調書の特信性を安易に認めてきた
- ③木を見て森を見ず、で、ストーリーの無理や法の恣意的適用に目を向けない

第5 基本的問題

- ①調書中心主義。調書の作成過程は問題が多いのに、作成されると、他の検察官、さらには裁判所に重要視される。「特信性」を厳格に解する必要
- ②些末な問題を刑事事件にすることを批判する必要
- ③特捜部肩書きの廃止



2009年6月15日の朝日新聞一面トップ記事（左）と同日の夕刊記事（右）